

株 主 各 位

東京都千代田区飯田橋四丁目3番8
株式会社日本ハウスホールディングス
取締役会長 成田 和幸
取締役社長 真田 和典

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。新型コロナウイルス感染拡大防止を引き続き図るため、本株主総会につきましては、体温測定、マスク着用、アルコール消毒の実施及び、会場内の座席間隔を広げ、座席数を減少して開催させて頂くこととしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、当日のご来場は極力お控え頂き、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をお願い致します。

なお、本年につきましても、株主様へのお土産、株主総会後の株主懇談会のご用意はございません。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使にあたりましては、お手数ではございますが後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年1月26日（水曜日）午後6時まで議決権を行使して下さいますようお願い致します。

敬 具

記

1. 日 時 2022年1月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前8時30分）
 2. 場 所 栃木県宇都宮市上大曾町492番地1
ホテル東日本宇都宮3階「大和 西」（末尾のご案内図をご参照下さい。）
 3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第53期（2020年11月1日から2021年10月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（2020年11月1日から2021年10月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 退任取締役並びに退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂き、2022年1月26日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送下さい。

議案に対する賛否の表示が無い時は、賛成の意思表示をされたものとして取扱います。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2022年1月26日（水曜日）午後6時までに行使して下さい。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合

書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱い致します。

また、インターネットによって複数回数またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱い致します。

5. その他株主総会招集に関する事項

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の防止を図るため、座席間隔を広げ、座席数を減少して開催致します。そのため、当日ご来場頂いてもご入場できない場合がございます。
- ・ご来場を検討されている株主様は、当日までの健康状態を十分ご確認の上、マスク着用やアルコール消毒液の利用など感染予防にご配慮頂きますようお願い申し上げます。
- ・ホテルの入口にて検温をさせていただきます。発熱が認められた方や、体調不良と見受けられる方は、入場をお断りする場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは体調を確認の上、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・本年も、株主総会における混雑緩和や、接触感染リスクの低減を図るため、株主総会にご出席の株主様へのお土産と株主総会後の株主懇談会は取り止めさせていただきます。何卒ご理解下さいますようお願い致します。

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nihonhouse-hd.co.jp>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承頂きますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用頂くことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセス頂き、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取り頂くことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力頂く必要があります。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2022年1月26日(水曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願い致します。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱い致します。

また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱い致します。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用頂く際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願い致します。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ下さい。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

事 業 報 告

(2020年11月1日から
2021年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大長期化により厳しい状況が続きました。足元では国内におけるワクチン接種率の向上や感染者数の減少が見られ、今後の経済回復が期待されておりますが、変異株拡大の可能性に資源価格高騰・世界的な半導体不足などが重なり先行き不透明な状況です。

住宅業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による需要の落ち込みが当初は目立ちましたが、国土交通省発表による新設住宅着工戸数（持家）が前年同期比増加傾向で推移するなど、緩やかな回復基調が見られております。

ホテル業界におきましては、政府による「GoToトラベルキャンペーン」により持ち直しの動きが期初に見られたものの、度重なる感染拡大に伴う緊急事態宣言発令及びまん延防止等重点措置適用により集客及びホテル稼働が停滞しました。

このような厳しい経営環境の中、中期経営計画「新未来3ヵ年計画」に基づき、当社グループ全体で収益拡大に取り組むとともに、経費節減に努めました。

住宅事業では、「環境にやさしい、脱炭素社会の住宅」をコンセプトに、柱・土台・内装材に国産の檜を使用しつつ、新木造ストロング工法の採用で耐震性に優れた「檜品質」、高断熱・高气密によって暮らしで使うエネルギーを半減させながら太陽光発電によりエネルギー自給自足をはかる「ゼロエネ品質」、感謝訪問・24時間対応コールセンター・冷暖房標準装備などによる「快適品質」の3つの品質を実現する注文住宅4商品（日本の家・檜の家「館」「極」「輝」「雅」）を中心とした販売促進に注力しました。

また、360度3D映像を利用し当社の代表的展示場をウォークスルー体験できるWEB住宅展示場を公式ホームページに設置することに加え、公式ホームページ及び日本ユニシス「MY HOME MARKET」上に開設したネットバーチャル住宅展示場で、外観・暮らし方スタイル・価格帯を選択可能なセミオーダー住宅「クレストージ15」を展開するなど、インターネットを活用した営業施策を推進しました。

ホテル事業では、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底する一方で、高単価商品の販売促進やホテル会員権事業など集客増のための対策を実行しました。

以上の結果、売上高は371億49百万円（前年同期比4.6%減）、営業利益は27億7百万円（前年同期比67.1%増）、経常利益は26億57百万円（前年同期比74.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は16億6百万円（前年同期比102.9%増）となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

① 住宅事業

住宅事業につきましては、主に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前連結会計年度と比較して期首受注残高が34億10百万円減少したため、売上高は350億90百万円（前年同期比2.7%減）となりました。他方、利益面では、人件費・賃借料・旅費交通費などの経費節減の結果、営業利益は43億94百万円（前年同期比34.7%増）となりました。

② ホテル事業

ホテル事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、シティホテルの婚礼売上・宴会売上が大幅に減少したこと等により、売上高は18億95百万円（前年同期比30.0%減）となりました。また、経費節減に努めたものの、営業損失は9億90百万円（前年同期の営業損失は7億61百万円）となりました。

③ その他事業

その他事業につきましては、太陽光発電事業であり、売上高は1億63百万円（前年同期比8.5%増）、営業利益は1億28百万円（前年同期比11.6%増）となりました。

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (2020年11月1日から 2021年10月31日まで)		前連結会計年度 (2019年11月1日から 2020年10月31日まで)		比較増減 金 額
	売 上 高	構成比(%)	売 上 高	構成比(%)	
住 宅 事 業	35,090	94.5	36,072	92.6	△982
ホ テ ル 事 業	1,895	5.1	2,708	7.0	△813
そ の 他 事 業	163	0.4	150	0.4	12
合 計	37,149	100.0	38,932	100.0	△1,783

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、2022年10月期を初年度とした新中期経営計画「飛躍6ヶ年計画」を策定しました。当計画は、①新役員制度の導入や組織再編を骨子とする「組織改革」、②『環境にやさしい、脱炭素社会の住宅』をコンセプトに掲げた「商品改革」、③檜ブランディングの推進を中心とした「広告改革」、④首都圏強化戦略等を通じた住宅総合展示場強化と新規ホテル開業による「出店・出展計画改革」、⑤採用強化による営業組織構築と教育・訓練による能力向上及び社員一人当たり完成工事高向上を目指す「営業改革と社員生産性改革」の5つの改革を基本方針とし、最終年となる2027年10月期にグループ受注高700億円を目標として掲げております。今後はグループ全体が一丸となって当計画の実現に取り組み、収益性を高め、企業価値の向上に努めてまいります。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は20億85百万円であります。主な設備投資は次のとおりであります。

① 当社モデルハウス	6棟	154百万円
② ホテル森の風鶯宿他の改装工事		77百万円
③ 新規ホテルの社員寮の建設		127百万円
④ ホテル四季の館箱根芦ノ湖の建設		1,347百万円

(4) 財産及び損益の状況

【企業集団の財産及び損益の状況】

(単位：百万円)

区 分	2018年度 第 50 期	2019年度 第 51 期	2020年度 第 52 期	2021年度 第 53 期 (当連結 会計年度)
売 上 高	45,825	48,748	38,932	37,149
営 業 利 益	2,121	4,065	1,620	2,707
経 常 利 益	1,762	3,881	1,526	2,657
親会社株主に帰属する当期純利益	58	2,503	791	1,606
1株当たり当期純利益	1円27銭	54円58銭	17円27銭	38円15銭
総 資 産	43,198	42,819	41,379	43,255
純 資 産	21,562	22,824	23,172	22,360

【当社の財産及び損益の状況】

(単位：百万円)

区 分	2018年度 第 50 期	2019年度 第 51 期	2020年度 第 52 期	2021年度 第 53 期 (当事業年度)
売 上 高	40,549	43,885	35,016	33,791
営 業 利 益	2,322	3,924	1,572	2,782
経 常 利 益	1,936	3,747	1,355	2,523
当 期 純 利 益	322	2,395	702	1,580
1株当たり当期純利益	7円04銭	52円23銭	15円30銭	37円53銭
総 資 産	40,703	40,186	38,738	40,613
純 資 産	20,683	21,871	22,112	21,242

(5) 主要な事業内容

当社グループは、当社・連結子会社4社を中心にして構成されており、住宅の請負建築、宅地の造成・販売を中心とした住宅事業及びホテル・レジャー施設の経営を行うホテル事業等、住まいに関する生活産業とサービス産業に関連した事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区飯田橋四丁目3番8
支店・営業所	全国69店舗

② 子会社等の主要な事業所及び工場

名 称	所 在 地
㈱日本ハウス・ホテル&リゾート	本社：東京都千代田区飯田橋四丁目3番8 サービス拠点：ホテル森の風鷺宿他3拠点
㈱日本ハウスウッドワークス北海道	北海道白老郡白老町字石山67番地9
㈱日本ハウスウッドワークス中部	三重県伊賀市西湯舟2981番地
㈱東京工務店	東京都千代田区飯田橋四丁目3番8

(7) 使用人の状況

区 分	従業員数(名)	前期末比増減(名)
住 宅 事 業	942	△78
ホ テ ル 事 業	157	△1
全 社 (共 通)	85	△4
合 計	1,184	△83

(注) 従業員は就業人員であります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項は有りません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当 社 の 出 資 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
(株)日本ハウス・ホテル&リゾート	100	100.0	ホテル業 ガーデニング公園の経営、 各種イベントの企画運営及び請負
(株)日本ハウスウッドワークス北海道	300	100.0	木造住宅の軸組構造部材 (プレカット材)の製造・販売
(株)日本ハウスウッドワークス中部	80	100.0	木造住宅の軸組構造部材 (プレカット材)の製造・販売
(株) 東 京 工 務 店	10	49.0	不動産賃貸借・管理

③ 企業結合の経過・成果

上記②に掲げた会社は連結子会社4社であります。その経過については連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (1) 連結の範囲に関する事項」に記載しております。連結決算の概要は「(1) 事業の経過及びその成果」に、記載のとおりであります。

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高 (百万円)
(株) み ず ほ 銀 行	3,144
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	939
(株) 三 菱 U F J 銀 行	502
(株) 日 本 政 策 投 資 銀 行	335
(株) 三 井 住 友 銀 行	167
(株) 足 利 銀 行	158

(10) その他企業集団の状況に関する事項

- ① 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項は有りません。
- ② 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項は有りません。
- ③ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項は有りません。
- ④ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項は有りません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年10月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

種 類	発 行 可 能 株 式 総 数 (株)
普通株式	93,821,000

(2) 発行済株式の総数

種 類	発 行 済 株 式 の 総 数 (株)
普通株式	45,964,842

(注) 上記普通株式には、自己株式5,966,435株を含んでおります。

(3) 株主数

種 類	株 主 数 (名)
普通株式	17,483

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
日本ハウスホールディングス社員持株会	4,050,737	10.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,436,000	8.59
日盛会持株会	1,345,900	3.36
株式会社みずほ銀行	1,323,600	3.31
みずほ証券株式会社	959,900	2.40
成田和幸	757,400	1.89
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	478,200	1.20
株式会社三菱UFJ銀行	420,000	1.05
株式会社日本政策投資銀行	389,100	0.97
第一生命保険株式会社	292,000	0.73

（注） 持株比率は、自己株式（5,966,435株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項は有りません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項は有りません。

4. 会社役員 の 状況 (2021年10月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	成 田 和 幸	(株)日本ハウス・ホテル&リゾート 代表取締役会長、 (株)日本ハウス・ホテル&リゾート倶楽部 代表取締役会長
代表取締役社長	真 田 和 典	住宅統轄本部長
常 務 取 締 役	河 瀬 弘 一	管理統轄本部長
取 締 役	柴 谷 晃	弁護士、(株)マサル社外監査役、 駒澤大学法科大学院特任教授
取 締 役	恵 島 克 芳	日本土地建物(株)顧問、 わかもと製薬(株)社外取締役 (監査等委員)
常 勤 監 査 役	近 藤 誠 一 郎	
監 査 役	千 谷 英 造	公認会計士
監 査 役	荒 明 治 彦	中央不動産(株) (現中央日本土地建物(株)) 顧問

(注)1. 2021年1月28日開催の第52期定時株主総会において、次の取締役が新たに選任され、同日付で就任致しました。

地 位	年 月 日	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	2021年1月28日	中 川 政 輝	J・エポックホーム事業部長

2. 当事業年度中に退任した取締役

地 位	年 月 日	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	2021年10月31日	河 野 守	日本ハウス事業部長
取 締 役	2021年10月31日	中 川 政 輝	J・エポックホーム事業部長

なお、取締役河野守、中川政輝両氏は辞任による退任であります。

3. 取締役のうち、柴谷晃氏並びに恵島克芳氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

4. 監査役のうち、千谷英造氏並びに荒明治彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5. 監査役千谷英造氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当社は、取締役柴谷晃氏、恵島克芳氏、監査役千谷英造氏、荒明治彦氏の4名を、一般株主と利益相反が生じることのない独立役員に指定しております。

7. 当社は執行役員制度を採用しており、2021年11月1日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地 位	担 当	氏 名
社長執行役員	住宅統轄本部長	真 田 和 典
常務執行役員	管理統轄本部長	河 瀬 弘 一
上席執行役員	日本ハウス事業部長	河 野 守
上席執行役員	不動産統轄本部長 兼マンション事業部長兼投資事業部長	中 川 政 輝
上席執行役員	リフォーム事業部長	鎌 田 仁 志
執行役員	北海道ブロック統轄店長 兼札幌支店長	高 橋 稔 和
執行役員	東北ブロック統轄店長兼福島支店長	近 藤 貴 之
執行役員	関東・甲信ブロック統轄店長 兼宇都宮支店長	猪 瀬 一
執行役員	首都圏ブロック統轄店長 兼横浜支店長	湯 本 典 緒
執行役員	グループ経理統轄本部長 兼経理部長兼グループ経理管理部長	白 田 則 和

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の決定方針を取締役会決議により決定しており、当社の取締役の報酬は、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう当社の業績とも連動した報酬体系とし、各取締役の役位、職責及び業績等を踏まえた固定報酬及び業績連動報酬（賞与）から構成されております。

業績連動報酬（賞与）算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度の当社の売上総利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当社の本業業績を端的に示すためであります。算定方法は売上総利益から算出された労働分配率を元に当期純利益も考慮し金額を決定し、支給することを取締役会にて決議しております。

当事業年度の当社の売上総利益は11,690百万円でした。

取締役会は、当事業年度における取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬については、株主総会で承認された報酬額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2015年1月29日開催の第46期定時株主総会において年額400百万円以内（社外取締役分年額10百万円以内）（但、使用人分給与は含まない。）と決議頂いております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は9名（うち、社外取締役1名）であります。

監査役の報酬限度額は、1994年1月27日開催の第25期定時株主総会において年額50百万円以内と決議頂いております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は3名（うち、社外監査役2名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

各取締役の具体的な基本報酬の額、並びに賞与の額については、取締役会決議に基づき、代表取締役会長成田和幸にその決定を委任し、取締役会から委任を受けた代表取締役会長は、株主総会において承認を得た報酬等の総額の範囲内において当社業績等も踏まえ、各取締役の役位、職責等に応じて決定しております。

報酬額の決定を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務の評価を行うには代表取締役会長が最も適しているからであります。上記方針に基づき決定した報酬額を金銭で支給しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給 人員	報酬等 の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			
			基本報酬	業績連動報酬等 (役員賞与)	役員退職慰労 引当金	非金銭 報酬等
取締役	7人	244	173	19	50	—
(うち社外取締役)	(2人)	5	3	0	0	—
監査役	3人	15	12	1	2	—
(うち社外監査役)	(2人)	4	3	0	0	—

(注) 1. 取締役及び監査役に対する非金銭報酬等の支給はありません。

(4) 社外役員に関する事項

	社外取締役		社外監査役	
	柴谷 晃	恵島克芳	千谷英造	荒明治彦
① 重要な兼職先と当社との関係	—	—	—	—
② 会社・特定関係事業者の業務執行取締役・使用人等の三親等内の親族等であると知っている場合、その事実	—	—	—	—
③ 事業年度中の取締役会等での活動状況	(別記 1)	(別記 1)	(別記 1)	(別記 1)
④ 責任限定契約の内容の概要	(別記 2)	(別記 2)	(別記 2)	(別記 2)
⑤ 社外役員に対する報酬等の総額	(別記 3)	(別記 3)	(別記 3)	(別記 3)
⑥ 当社の子会社からの役員としての報酬等の額	—	—	—	—
⑦ ①～⑥上記の内容に対しての社外役員が意見あるとき、その意見	—	—	—	—

(別記 1) 事業年度中の取締役会等での活動状況

柴谷取締役、恵島取締役

柴谷取締役は当事業年度中に開催した33回の取締役会のうち合計32回、恵島取締役は当事業年度中に開催した33回の取締役会のうち合計33回出席しております。また、出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための意見を述べております。

千谷監査役、荒明監査役

千谷監査役は当事業年度中に開催した33回の取締役会のうち合計33回、荒明監査役は当事業年度中に開催した33回の取締役会のうち合計33回出席しております。また、千谷監査役は当事業年度中に開催した13回の監査役会のうち合計13回、荒明監査役は当事業年度中に開催した13回の監査役会のうち合計13回出席しております。

両氏は、出席した取締役会においては、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(別記 2) 責任限定契約の内容の概要

柴谷取締役、恵島取締役

柴谷取締役、恵島取締役の両氏と当社の間では、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令で定めた額を限度額としております。

千谷監査役、荒明監査役

千谷監査役、荒明監査役の両氏と当社の間では、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令で定めた額を限度額としております。

(別記 3) 社外役員に対する報酬等の総額

社外取締役 2名：5百万円
社外監査役 2名：4百万円

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 K D A 監査法人
(2) 会計監査人の報酬等の額

K D A 監査法人	支 払 額
当社 ・ 公認会計士法第 2 条第 1 項の業務に関する報酬 ・ 上記以外の業務に関する報酬	35百万円 100万円 合計 35百万円
当社の子会社 ・ 公認会計士法第 2 条第 1 項の業務に関する報酬 ・ 上記以外の業務に関する報酬	100万円 100万円 合計 100万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりません。

(3) 非監査業務の内容

該当事項は有りません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任又は不再任につきましては、監査役会の決議に基づき株主総会に議案を上程する旨、監査役会規程において定めております。

(5) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(6) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類の監査の状況

該当事項は有りません。

(7) 当事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項は有りません。

(8) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度における監査の計画と実績の状況を確認し、当事業年度における監査時間及び報酬額の見積りを検討した結果、その報酬額は妥当な水準と認められたため、会社法第399条第1項の同意を行いました。

6. 会社の体制および方針

(1) 内部統制システム構築の基本方針

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役、社員を含めた行動規範として「企業倫理憲章」「企業倫理行動基準」「企業倫理規程」により研修等を通じ周知徹底を図る。コンプライアンス委員会を設置し取締役の職務執行が法令・定款その他社内規程および社会規範に沿っているかを審議する。取締役が他の取締役の違法行為を発見した場合、取締役会・監査役に対する報告および違法行為のための是正措置が円滑に図れるべく、「取締役会規則」「役員規程」「監査役会規程」の随時見直しにより体制整備を図る。職制ラインに支障がある場合、「社内通報規程」により社内調査委員会を通じて内容の確認・対策方針の決定・再発防止等の検討を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
「文書管理規程」「規程類管理規程」を見直し、取締役の職務執行に係る情報を検索性の高い状態で保存、運営・管理する体制を構築する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、住宅市場、法制度、資材市場、人事労務等、当社の経営に重要な影響を及ぼす様々なリスクにつき「リスク管理規程」により、随時見直し、「個人情報管理規程」「情報管理規程」「文書管理規程」についても随時見直しを行う。個々のリスクについてのリスク管理責任者を決定し、また主要なリスクを分類・定義し、リスク管理所管部にてその管理を行う。各部署においては、マニュアル等を整備し、種々の教育活動を通して会社のリスク低減に努める。リスク管理規程の緊急対応として「危機管理規程」により有事の際に備え迅速かつ適切な対応をできる体制とする。リスク委員会を設置し、当社のリスク管理について一元管理・把握をして行く。また内部監査部門は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果についてリスク委員会と合議し、その結果を定期的に取締役会に報告する体制を構築する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定例の取締役会のほか、各種会議体において、審議・意思決定を行い、必要に応じて「取締役会規則」「組織規程」「職務分掌規程」の見直しを行い各取締役の業務執行の効率化を図る。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制の整備を図るため、「企業倫理憲章」「企業倫理行動基準」「企業倫理規程」「社内通報規程」「コンプライアンス規程」を定め、社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する。またコンプライアンス委員会はコンプライアンス取組の基本事項を定めるとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス・マニュアル配布、社内普及、促進に関する教育・研修の企画・推進を図る。取締役、社員等の違法行為等が発見された場合は、職制を通じた相談・通報を行い是正改善をとることとする。職制ラインに支障がある場合には「社内通報規程」に定める社内通報制度の相談窓口で報告をし、社内調査委員会を通じて内容確認・対策方針の決定・再発の防止等の検討を行う。
- ⑥ 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「グループ企業倫理憲章」「グループ企業倫理行動基準」「グループ企業経営管理規程」を定め適時報告体制を構築し、必要に応じて見直しを行う。これにより、業務の適正を確保する。また、当社のグループ会社に対する経営管理全般の効率性、経営資源の有効活用を図るとともに、当社グループにおける違法行為を認知したグループの社員は、当社「社内通報規程」に定める社内通報制度の相談窓口で報告し社内調査委員会を通じて内容確認、対策方針の決定・再発防止策等の検討を行う。「リスク管理規程」により、当社グループのリスク管理体制の整備を図るとともに、「グループ企業内部監査規程」により、適正な事業運営を管理する体制を構築する。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制および使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役から補助使用人配属の求めがあった場合「監査役会規程」により、監査役室を設置し補助使用人を置く事ができる体制とする。使用人の人事は取締役からの独立性の確保に留意し、監査役との協議の上決定をする。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
「監査役会規程」「取締役会規程」の見直しにより取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期について整備し体制を構築する。コンプライアンス委員会をはじめ、各種会議体に参加するなど、監査役が監査に資する情報を適宜収集しうる体制とする。「内部監査規程」の見直しにより監査役監査の実

効性および効率性を高める体制とする。「グループ企業経営管理規程」「社内通報規程」により、グループ企業の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制とし、また、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けない体制とする。

- ⑨ 監査役職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項

監査役がその職務を執行する上で、必要な前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社およびグループ企業は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の適法性及び適正性を確保する体制を構築する。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力および団体からの不当要求に対しては、組織全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係をもたない体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制につきましては、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、取締役会がその内容を確認しております。

業務の適正を確保するための体制の運用につきましては、コンプライアンスの徹底、監査役への報告に関する体制強化の観点から、取締役、監査役及び全ての社員が共有するとともに、整備と運用の改善を今後とも進めてまいります。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,578	流 動 負 債	12,517
現金預金	5,749	工事未払金等	4,813
受取手形・完成工事未収入金等	1,667	短期借入金	1,298
未成工事支出金	1,117	一年内返済予定長期借入金	1,017
販売用不動産	3,812	リース債務	367
商品及び製品	64	未払法人税等	375
原材料及び貯蔵品	362	未成工事受入金	1,654
その他	808	完成工事補償引当金	169
貸倒引当金	△4	賞与引当金	460
固 定 資 産	29,598	その他	2,362
有 形 固 定 資 産	25,712	固 定 負 債	8,377
建物・構築物	41,161	社債	2,000
機械・運搬具・備品	3,966	長期借入金	3,334
土地	10,292	リース債務	750
リース資産	4,390	繰延税金負債	17
建設仮勘定	1,903	役員退職慰労引当金	782
減価償却累計額	△36,001	退職給付に係る負債	90
無 形 固 定 資 産	567	資産除去債務	333
投資その他の資産	3,318	その他	1,067
投資有価証券	228	負 債 合 計	20,894
長期貸付金	197	純 資 産 の 部	
退職給付に係る資産	490	株主資本	22,272
繰延税金資産	1,626	資本金	3,873
破産更生債権等	8	資本剰余金	22
その他	1,021	利益剰余金	20,397
貸倒引当金	△253	自己株式	△2,021
繰 延 資 産	78	その他の包括利益累計額	△213
社債発行費	78	その他有価証券評価差額金	1
資 産 合 計	43,255	繰延ヘッジ損益	△185
		退職給付に係る調整累計額	△30
		非支配株主持分	302
		純 資 産 合 計	22,360
		負債及び純資産合計	43,255

(注)百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2020年11月1日)
(至 2021年10月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		37,149
売上原価		22,936
売上総利益		14,213
販売費及び一般管理費		11,506
営業利益		2,707
営業外収益		
受取補償金	78	
受取利息	3	
受取配当金	11	
雇用調整助成金	133	
未払配当金除斥益	6	
貸倒引当金戻入額	0	
雑収入	35	267
営業外費用		
支払利息	175	
シンジケートローン手数料	7	
アレンジメントフィー	35	
社債発行費償却	16	
雑支出	82	316
経常利益		2,657
特別利益		
固定資産売却益	18	
投資有価証券売却益	10	29
特別損失		
固定資産売却損	87	
固定資産除却損	30	
減損損失	36	
その他	1	156
税金等調整前当期純利益		2,530
法人税、住民税及び事業税	425	
法人税等調整額	477	903
当期純利益		1,627
非支配株主に帰属する当期純利益		20
親会社株主に帰属する当期純利益		1,606

(注)百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年11月1日)
(至 2021年10月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,873	22	19,146	△21	23,021
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△355		△355
親会社株主に帰属する当期純利益			1,606		1,606
自己株式の取得				△2,000	△2,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,251	△2,000	△748
当 期 末 残 高	3,873	22	20,397	△2,021	22,272

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	9	△96	△42	△130	281	23,172
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△355
親会社株主に帰属する当期純利益						1,606
自己株式の取得						△2,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△7	△88	12	△83	20	△62
当 期 変 動 額 合 計	△7	△88	12	△83	20	△811
当 期 末 残 高	1	△185	△30	△213	302	22,360

(注)百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社数 4社

連結子会社の名称

(株)日本ハウス・ホテル&リゾート

(株)日本ハウスウッドワークス北海道

(株)日本ハウスウッドワークス中部

(株)東京工務店

② 非連結子会社の名称

(株)日本ハウスコミュニティーサービス

(株)日本ハウス・ホテル&リゾート倶楽部

(株)日本ハウス・ファーム

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、それぞれ総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社数及び会社等の名称

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

(株)日本ハウスコミュニティーサービス

(株)日本ハウス・ホテル&リゾート倶楽部

(株)日本ハウス・ファーム

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…… 移動平均法による原価法

(ロ)たな卸資産

住宅事業……主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算出）

ホテル事業……最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算出）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産（リース資産を除く）

住宅事業……主として定率法

住宅事業以外の事業……主として定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 7～50年

機械・運搬具・備品 2～20年

(ロ)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(ハ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、原則としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しておりますが、リース資産の一部（モデルハウス）については、使用実態を勘案し、平均再リース期間（2年）を含めた期間を耐用年数としております。

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 完成工事補償引当金

完成工事に関する瑕疵担保に備えるため、期末前1年間の完成工事高及び販売用建物売上高に対し過去の補修実績に基づく将来の見積補償額を計上しております。

(ハ) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(ニ) 役員退職慰労引当金

親会社ならびに一部の連結子会社は役員の子会社の退職慰労金支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として期間定額基準を採用しておりますが、一部の連結子会社は給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、親会社は発生額を発生年度において、連結子会社は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

また、過去勤務費用については、親会社は発生額を発生年度において、連結子会社は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、発生年度より償却しております。

(ハ) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法をいいた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事（工期がごく短期間のものを除く）については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法による）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を適用しております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段 金利スワップ

b ヘッジ対象 長期借入金

(ハ)ヘッジ方針

金利変動によるリスクを回避する目的で、対象物の範囲内に限定してヘッジしております。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,626百万円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の不確実な経済状況などの影響を受け、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

(2) 担保に供している資産の内容及びその金額

販売用不動産	32百万円
建物・構築物	8,458百万円
機械・運搬具・備品	48百万円
土地	9,845百万円
計	18,385百万円

担保に対応する債務の金額

短期借入金	1,288百万円
一年内返済予定長期借入金	965百万円
長期借入金	3,212百万円
計	5,466百万円

(3) コミット型シンジケートローン

シンジケートローン契約総額	6,000百万円
借入実行残高	—百万円
差額	6,000百万円

当社グループは、運転資金を安定的かつ効率的に調達するために、(株)みずほ銀行をはじめとする取引金融機関5行とコミット型シンジケート契約（コミットメント期間2021年10月30日～2022年10月31日）を2021年10月29日付で締結し、財務制限条項が付されております。

- ① 2021年10月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2020年10月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2020年10月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2021年10月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

シンジケートローン契約総額	3,000百万円
借入実行残高	－百万円
差額	3,000百万円

当社グループは、運転資金を安定的かつ効率的に調達するために、(株)みずほ銀行をはじめとする取引金融機関4行とコミット型シンジケート契約（コミットメント期間2020年6月1日～2022年5月31日）を2020年5月29日付で締結し、財務制限条項が付されております。

- ① 2020年10月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2019年10月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%及び直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ② 2020年10月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2021年10月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

(4) シンジケートローン

一年内返済予定長期借入金	150百万円
長期借入金	2,362百万円
合計	2,512百万円

当社グループは、長期借入金及び1年内返済予定長期借入金の一部について、(株)みずほ銀行をはじめとする取引金融機関5行とシンジケートローン契約を2018年1月31日付で締結し、財務制限条項が付されております。

- ① 2018年10月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2017年10月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2017年10月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2018年10月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

一年内返済予定長期借入金	－百万円
長期借入金	－百万円
合計	－百万円

当社グループは、長期借入金及び1年内返済予定長期借入金の一部について、(株)みずほ銀行をはじめとする取引金融機関5行とシンジケートローン契約を2021年6月11日付で締結し、財務制限条項が付されております。

- ① 2021年10月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2020年10月決算期末日における連結の貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2020年10月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2021年10月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

(5) 保証債務額

住宅購入者に対する金融機関の融資等に対する保証

住宅購入者 3,768百万円

住宅購入者に係る保証の大半は、保証会社が金融機関に対し保証を行うまでのつなぎ保証であります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
【発行済株式】				
普通株式	45,964,842	—	—	45,964,842
【自己株式】				
普通株式	93,521	5,872,914	—	5,966,435

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加5,872,800株は、2020年12月14日の取締役会決議による買取によるものであります。また、114株は、単元未満株式の買取によるものであります。

(2) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年1月28日 第52期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	229	5	2020年10月31日	2021年1月29日
2021年6月4日 第53期取締役会	普通株式	利益剰余金	126	3	2021年4月30日	2021年7月8日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年1月27日 第53期定時株主総会 (予定)	普通株式	利益剰余金	399	10	2021年10月31日	2022年1月28日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金運用については一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、資金調達については主に銀行借入れによっております。デリバティブは、リスクをヘッジする目的に限定し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、取引先の信用リスクにさらされておりますが、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、見直しを行っております。

営業債務である工事未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資を目的としております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注) 2. 参照)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金預金	5,749	5,749	—
(2) 受取手形・完成工事 未収入金等	1,667	1,667	—
(3) 投資有価証券	15	15	—
(4) 長期貸付金(※1)	197		
貸倒引当金(※2)	△67		
	129	109	△20
資産計	7,561	7,541	△20
(1) 工事未払金	4,813	4,813	—
(2) 短期借入金	1,298	1,298	—
(3) 社債	2,000	2,000	—
(4) 長期借入金(※3)	4,352	4,348	△4
(5) リース債務(※3)	1,117	1,142	25
負債計	13,581	13,602	21
デリバティブ取引(※4) ヘッジ会計が適用されて いるもの	(266)	(266)	—

※1. 長期貸付金には、1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

※2. 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※3. 長期借入金には一年内返済予定長期借入金を、リース債務には一年内返済予定のリース債務をそれぞれ含んでおります。

※4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味となる債務項目については()で表示することとしております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

主に住宅ローンの貸付であるため、将来キャッシュ・フローを一般的な住宅ローンの利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 工事未払金、(2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

元利金の合計額を、新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金、(5) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	3
子会社株式及び関連会社株式	209

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金預金	5,749	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	1,667	—	—	—
長期貸付金(※1)	5	27	32	64
合計	7,422	27	32	64

(※1) 長期貸付金のうち、回収時期が合理的に見込めない67百万円については上記金額に含めておりません。

4. 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
社債	—	2,000	—	—
長期借入金	1,017	1,548	773	1,012
リース債務	367	673	77	—
合計	1,384	4,222	850	1,012

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、福岡県その他の地域において、賃貸用のビル及び住宅（土地を含む）等を有しております。2021年10月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は46百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

用途	連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計 年度末の時価 (百万円)
	当連結会計 年度期首残高	当連結会計 年度増減額	当連結会計 年度末残高	
賃貸	1,079	△55	1,024	557
遊休	64	△0	64	113

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて算出した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）または、一定の評価額及び市場価格を反映していると考えられる指標を用いて、合理的に調整した金額によっております。

8. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において当社グループは、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	件数
支店	機械、運搬具及び工具器具備品、リース資産等	佐賀県佐賀市	1件

当社グループは、管理会計上の事業区分に基づく事業所単位をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、本社等の全社資産を共用資産としてグルーピングしております。なお、賃貸用資産は、個別物件ごとにグルーピングしております。

一部の支店の売上減少により、上記資産または資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(36百万円)として特別損失に計上しております。その内訳は、機械、運搬具及び工具器具備品1百万円、リース資産31百万円、その他3百万円であります。

なお、当該資産または資産グループの回収可能価額は、使用価値または正味売却価格により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	551円49銭
(2) 1株当たり当期純利益	38円15銭

10. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の消却

当社は、2021年12月6日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却について決議し、下記のとおり消却を実施しました。

(1) 自己株式の消却を行う理由

資本効率の向上と株主の皆様に対する利益還元のため

(2) 自己株式の消却の概要

① 消却する株式の種類 当社普通株式

② 消却した株式の総数 5,964,842株

(消却前の発行済株式総数に対する割合 12.97%)

③ 消却日 2021年12月13日

(3) 消却後の発行済株式総数 40,000,000株

11. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,652	流 動 負 債	12,028
現金預入金	4,448	工事未払金	4,902
完成工事未収入金	1,312	短期借入金	1,288
未成工事支出金	1,122	一年内返済予定長期借入金	879
販売用不動産	3,814	リース債務	354
貯蔵品	14	未払金	461
前払費用	262	未払費用	409
未収入金	451	未払法人税等	303
その他の現金	230	未成工事受入金	1,654
貸倒引当金	△3	預り金	1,194
固 定 資 産	28,882	完成工事補償引当金	108
有形固定資産	24,488	賞与引当金	446
建物・構築物	1,639	その他の	27
貸貸用建物・構築物	9,376	固 定 負 債	7,342
機械・運搬具	144	社債	2,000
備品	256	長期借入金	3,079
土地	9,795	リース債務	731
リース資産	1,373	役員退職慰労引当金	755
建設仮勘定	1,903	資産除去債務	309
無形固定資産	557	その他の	467
借地権	203	負 債 合 計	19,370
ソフトウェア	225	純 資 産 の 部	
リース資産	87	株 主 資 本	21,425
その他の現金	40	資本金	3,873
投 資 そ の 他 の 資 産	3,836	資本剰余金	22
投資会社株	18	資本準備金	20
関係会社株	553	その他の資本剰余金	1
長期貸付金	635	利 益 剰 余 金	19,550
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	20	利益準備金	848
破産更生債権等	7	その他の利益剰余金	18,701
長期前払費用	178	繰越利益剰余金	18,701
前払年金費用	436	自 己 株 式	△2,020
差入保証金	160	評価・換算差額等	△183
長期未収入金	564	その他有価証券評価差額金	1
繰延税金資産	1,553	繰延ヘッジ損益	△185
その他の現金	14	純 資 産 合 計	21,242
繰延引当金	△306	負 債 及 び 純 資 産 合 計	40,613
繰延資産	78		
社債発行費	78		
資 産 合 計	40,613		

(注)百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2020年11月1日)
(至 2021年10月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
完成工事高	29,323	
販売用不動産売上高	3,786	
その他の売上高	680	33,791
売 上 原 価		
完成工事原価	17,456	
販売用不動産売上原価	3,373	
その他の売上原価	1,270	22,101
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	11,866	
販売用不動産売上総利益	413	
その他の売上総利益	△589	11,690
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,908
営 業 利 益		2,782
営 業 外 収 益		
受取利息	9	
受取配当金	11	
未払配当除斥益	6	
貸倒引当金戻入額	0	
雑収入	17	44
営 業 外 費 用		
支払利息	152	
シンジケートローン手数料	7	
社債債利息	17	
社債発行費償却	16	
アレジメントファイ	35	
雑支出	73	302
経 常 利 益		2,523
特 別 利 益		
固定資産売却益	18	
投資有価証券売却益	10	29
特 別 損 失		
固定資産売却損	87	
固定資産除却損	28	
減損損失	36	153
税 引 前 当 期 純 利 益		2,399
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	334	
法 人 税 等 調 整 額	484	818
当 期 純 利 益		1,580

(注)百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2020年11月1日)
(至 2021年10月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
		資 本 準備金	その 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合計	利 益 準備金	その 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合計		
当 期 首 残 高	3,873	20	1	22	813	17,511	18,325	△20	22,200
当 期 変 動 額									
剰余金の配当				—	35	△391	△355		△355
当 期 純 利 益				—		1,580	1,580		1,580
自己株式の取得				—			—	△2,000	△2,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				—			—		—
当期変動額合計	—	—	—	—	35	1,189	1,225	△2,000	△774
当 期 末 残 高	3,873	20	1	22	848	18,701	19,550	△2,020	21,425

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	9	△96	△87	22,112
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△355
当 期 純 利 益				1,580
自己株式の取得				△2,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△7	△88	△95	△95
当期変動額合計	△7	△88	△95	△870
当 期 末 残 高	1	△185	△183	21,242

(注)百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法 (貸借対照表価
額については、収益性の低下に基づ
く簿価切下げの方法により算定)

販売用不動産……………個別法による原価法 (貸借対照表価
額については、収益性の低下に基づ
く簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

重要な賃貸用資産及び1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)
及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額
法、その他の資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 ・ 構 築 物 7～50年

賃 貸 用 建 物 10～50年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間 (5年)
に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、原則としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しておりますが、リース資産の一部（モデルハウス）については、使用実態を勘案し、平均再リース期間（2年）を含めた期間を耐用年数としております。

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に関する瑕疵担保に備えるため、期末前1年間の完成工事高及び販売用建物売上高に対し、過去の補修実績に基づく将来の見積補償額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準を採用しております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生額を発生年度において費用処理しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事（工期がごく短期間のものを除く）については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法による）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段 金利スワップ

b ヘッジ対象 長期借入金

③ ヘッジ方針

金利変動によるリスクを回避する目的で、対象物の範囲内に限定してヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっており資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,553百万円

- ② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記 繰延税金資産の回収可能性 ②その他見積りの内容に関する理解に資する情報」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 29,041百万円

(2) 担保に供している資産の内容及びその金額

販売用不動産	32百万円
建物・構築物	4,947百万円
賃貸用建物・構築物	3,280百万円
機械・運搬具	39百万円
土地	9,466百万円
計	17,766百万円
担保に対応する債務の金額	
短期借入金	1,288百万円
一年内返済予定長期借入金	838百万円
長期借入金	2,962百万円
計	5,088百万円

(3) コミット型シンジケートローン

シンジケートローン契約総額	6,000百万円
借入実行残高	一百万円
差額	6,000百万円

当社は、運転資金を安定的かつ効率的に調達するために、(株)みずほ銀行をはじめとする取引金融機関5行とコミット型シンジケート契約（コミットメント期間2021年10月30日～2022年10月31日）を2021年10月29日付で締結し、財務制限条項が付されております。

- ① 2021年10月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2020年10月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2020年10月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2021年10月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

シンジケートローン契約総額	3,000百万円
借入実行残高	－百万円
差額	3,000百万円

当社は、運転資金を安定的かつ効率的に調達するために、(株)みずほ銀行をはじめとする取引金融機関4行とコミット型シンジケート契約（コミットメント期間2020年6月1日～2022年5月31日）を2020年5月29日付で締結し、財務制限条項が付されております。

- ① 2020年10月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2019年10月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%及び直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ② 2020年10月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とにならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2021年10月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

(4) シンジケートローン

一年内返済予定長期借入金	150百万円
長期借入金	2,362百万円
合計	2,512百万円

当社は、長期借入金及び1年内返済予定長期借入金の一部について、(株)みずほ銀行をはじめとする取引金融機関5行とシンジケートローン契約を2018年1月31日付で締結し、財務制限条項が付されております。

- ① 2018年10月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2017年10月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2017年10月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とにならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2018年10月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

一年内返済予定長期借入金	－百万円
長期借入金	－百万円
合計	－百万円

当社は、長期借入金及び1年内返済予定長期借入金の一部について、(株)みずほ銀行をはじめとする取引金融機関5行とシンジケートローン契約を2021年6月11日付で締結し、財務制限条項が付されております。

- ① 2021年10月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2020年10月決算期末日における連結の貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2020年10月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2021年10月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

(5) 保証債務額

住宅購入者に対する金融機関の融資等に対する保証

住宅購入者	3,768百万円
関係会社	
(株)日本ハウスウッドワークス中部	15百万円
計	3,783百万円

住宅購入者に係る保証の大半は、保証会社が金融機関に対し保証を行うまでのつなぎ保証であります。

(6) 関係会社に対する金銭債権金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	188百万円
関係会社に対する長期金銭債権	858百万円
関係会社に対する短期金銭債務	266百万円
関係会社に対する長期金銭債務	79百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	6百万円
営業費用	1,055百万円
営業取引以外の取引高	7百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加の株式数(株)	当事業年度減少の株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	93,521	5,872,914	—	5,966,435

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加5,872,800株は、2020年12月14日の取締役会決議による買取によるものであります。また、114株は、単元未満株式の買取によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な要因別の内訳

(繰延税金資産)

繰延税金資産の発生の主な原因は繰越欠損金、及び減損損失によるものです。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引 内容	取引 金額	科目	期末 残高
役員及び その近親者	真田和基	—	—	—	—	—	分譲 マンション 販売	33	未成工事 受入金	3

(注) 取引金額には消費税等は含んでおりません。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

販売価格は一般的な取引条件と同様に決定しております。

真田和基氏につきましては、当社の代表取締役社長である真田和典の近親者であります。

(2) 子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	住所	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合	関係内容 役員・業務等 の関	取引 内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	株日本ハウス・ ホテル&リゾート	東京都 千代田区	100	ホテル業	(所有) 直接 100.0%	兼任人 2	ホテル 事業賃貸 資金貸付	土地・建物 賃貸	未収入金	14
									長期未収入金	400
									未払金	0
									貸倒引当金	54
							貸付金の返済	141		

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(株)日本ハウス・ホテル&リゾートに対するホテル事業の賃貸料については、事業の収益性等を勘案し賃貸借契約を締結しております。

9. 減損損失に関する注記

当事業年度において当社は、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	件数
支店	工具、器具及び備品、リース資産等	佐賀県佐賀市	1件

当社は、管理会計上の事業区分に基づく事業所単位をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、本社等の全社資産を共用資産としてグルーピングしております。なお、賃貸用資産は、個別物件ごとにグルーピングしております。

一部の支店の売上減少により、上記資産または資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(36百万円)として特別損失に計上しております。その内訳は、工具、器具及び備品1百万円、リース資産31百万円、その他3百万円であります。

なお、当該資産または資産グループの回収可能価額は、使用価値または正味売却価格により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 531円08銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 37円53銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の消却

当社は、2021年12月6日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却について決議し、下記のとおり消却を実施しました。

(1) 自己株式の消却を行う理由

資本効率の向上と株主の皆様に対する利益還元のため

(2) 自己株式の消却の概要

① 消却する株式の種類 当社普通株式

② 消却した株式の総数 5,964,842株

(消却前の発行済株式総数に対する割合 12.97%)

③ 消却日 2021年12月13日

(3) 消却後の発行済株式総数 40,000,000株

12. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年12月23日

株式会社日本ハウスホールディングス
取締役会 御中

K D A 監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 佐佐木 敬昌
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 関 本 享
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本ハウスホールディングスの2020年11月1日から2021年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本ハウスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年12月6日開催の取締役会において、自己株式の消却を決議し2021年12月13日に消却した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年12月23日

株式会社日本ハウスホールディングス
取締役会 御中

K D A 監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 佐佐木 敬昌
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 関 本 享
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本ハウスホールディングスの2020年11月1日から2021年10月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年12月6日開催の取締役会において、自己株式の消却を決議し2021年12月13日に消却した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年11月1日から2021年10月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年12月23日

株式会社日本ハウスホールディングス 監査役会

常勤監査役 近藤 誠 一 郎[Ⓔ]

社外監査役 千谷 英 造[Ⓔ]

社外監査役 荒 明 治 彦[Ⓔ]

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第53期の期末配当につきましては、経営体質強化に必要な内部留保を確保しつつ、当期の財務状況と業績を総合的に勘案しまして以下のとおりと致したいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭と致します。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金 10円 総額 399,984,070円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年1月28日

第2号議案 取締役5名選任の件

2021年10月31日をもって、河野守、中川政輝の両氏が取締役を辞任致しました。また、本総会終結の時をもって、現任取締役全員（5名）が任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ナリタカズユキ 成田和幸 (1953年4月20日)	1976年4月 当社入社 1990年12月 当社函館支店長 1993年1月 当社取締役就任 1994年11月 当社北海道ブロック長 1995年8月 当社首都圏ブロック長 兼横浜支店長 2001年7月 当社常務取締役 2001年11月 当社営業・技術本部副本部長 2002年4月 当社代表取締役社長 兼営業・技術本部長 2002年11月 当社代表取締役社長就任 2011年11月 当社事業統轄本部本部長 2019年1月 当社代表取締役会長就任（現任） 2019年1月 当社子会社㈱日本ハウス・ホテル&リゾート代表取締役会長就任（現任） 2019年1月 当社子会社㈱日本ハウス・ホテル&リゾート倶楽部代表取締役会長就任（現任）	757,400株
取締役候補者とした理由		成田和幸氏は、豊富な経験・実績を有しており、代表取締役として当社グループの経営の指揮を執り、業績の向上や東京証券取引所への上場を果たすなど、当社グループの企業価値向上に対して大きな功績をあげております。これらの実績などから、当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者として指名致しました。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
2	サ ナ ダ カ ス ノ リ 真 田 和 典 (1963年2月7日)	1983年4月 当社入社 1996年3月 当社長崎営業所長 1998年11月 当社鹿児島支店長 2005年1月 当社静岡支店長 2005年11月 当社やまと事業部長 2006年11月 当社執行役員就任 2006年11月 当社J・エポック事業部長 2007年11月 当社J・エポック事業部本部長 2008年11月 当社J・エポックホーム事業部本部長 2010年5月 当社住・リフォーム事業部本部長 兼環境事業部長 2010年11月 当社住・環境リフォーム事業部本部長 2011年1月 当社取締役 2014年11月 当社常務取締役 2015年11月 当社3事業統轄本部長 兼日本ハウス事業部長 2016年5月 当社住宅統轄本部長 兼日本ハウス事業部長 兼事業推進統轄本部長 2016年11月 当社専務取締役就任 2016年11月 当社住宅統轄本部長 兼日本ハウス事業部長 2018年11月 当社住宅統轄本部長（現任） 2019年1月 当社代表取締役社長 2021年11月 当社代表取締役 社長執行役員就任（現任）	158,100株
取締役候補者とした理由		真田和典氏は、豊富な経験・実績と住宅事業全般に関する深い見識を有しており、2019年1月からは当社の代表取締役として、重要事項の決定及び経営執行の監督をしております。これらを踏まえ、当社の重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者として指名致しました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	カワセヒロカズ 河瀬 弘一 (1963年11月9日)	1987年4月 ㈱第一勸業銀行(現㈱みずほ銀行) 入行 2011年6月 ㈱みずほ銀行住吉支店長 2013年7月 同行資産監査部監査主任 2017年4月 同行審査業務部参事役 2017年11月 当社顧問 2018年1月 当社入社 2018年1月 当社常務取締役 2018年1月 当社管理統轄本部長(現任) 2021年11月 当社取締役 常務執行役員就任(現任)	11,100株
取締役候補者とした理由		河瀬弘一氏は、財務会計及び企業統治に関する深い見識と豊富な経験・実績を有しており、2018年1月より管理部門を統轄しております。これらを踏まえ、当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者として指名致しました。	
4	シバタニアキラ 柴谷 晃 (1955年9月27日)	1983年4月 判事補任官 1988年4月 裁判所書記官研修所教官任官 1991年4月 弁護士登録 1993年7月 新八重洲法律事務所設立(現任) 1998年6月 ㈱マサル社外監査役(現任) 2004年4月 駒澤大学法科大学院特任教授(現任) 2012年1月 当社取締役就任(現任)	13,200株
社外取締役候補者とした理由 及び期待される役割		柴谷晃氏は、㈱東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、また弁護士として企業法務に関する高い見識を有しておられることから、専門的な知識・経験等を当社の経営に反映して頂くため、引き続き社外取締役候補者として指名致しました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	エジマカツヨシ 恵島克芳 (1953年12月29日)	1977年4月 ㈱第一勧業銀行(現㈱みずほ銀行) 入行 2004年4月 ㈱みずほフィナンシャルグループ 執行役員与信企画部長 2005年4月 ㈱みずほ銀行執行役員本店長 2006年3月 ㈱みずほコーポレート銀行(現㈱みずほ銀行) 常務執行役員コンプライアンス統括グループ役員 兼審査グループ統括役員 2008年4月 ㈱みずほ銀行常務執行役員審査部門担当 2009年6月 みずほインバスターズ証券㈱(現㈱みずほ証券) 取締役社長 2013年1月 みずほ証券㈱取締役副社長兼副社長執行役員 2014年4月 同社常任顧問 2016年1月 当社取締役就任(現任) 2016年6月 わかもと製薬㈱社外監査役 2017年6月 わかもと製薬㈱社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年4月 日本土地建物㈱顧問	3,200株
社外取締役候補者とした理由 及び期待される役割		恵島克芳氏は、㈱東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、上記経歴のとおり金融機関で培われた幅広い見識並びに経営者として培われた知識・経験等を当社経営に反映して頂くため、引き続き社外取締役候補者として指名致しました。	

- (注) 1. 柴谷 晃氏、恵島克芳氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。柴谷 晃氏、恵島克芳氏は、多様なステークホルダーの視点を事業活動の監督に取り入れる観点から、選任をお願いするものであります。なお、柴谷 晃氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって10年となり、恵島克芳氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
2. 当社は、柴谷 晃氏、恵島克芳氏との間に会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定めた額を限度額としております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 柴谷 晃氏、恵島克芳氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 取締役候補者と当社の間にはいずれも特別の利害関係は有りません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役荒明治彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
(新任) アカザワ ヨシヒデ 赤澤 由英 (1957年2月7日)	1980年4月 ㈱第一勧業銀行(現㈱みずほ銀行) 入行 2000年10月 同行青森支店長 2002年10月 同行足立支店長 2004年7月 同行札幌中央支店長 2006年8月 同行札幌支店長 2007年4月 同行業務部支店業務第二ユニット担当部長 2008年4月 同行名古屋支店長 2009年4月 同行執行役員名古屋支店長 2010年4月 同行常務執行役員 2012年4月 清水建設㈱常務執行役員 2015年3月 同社常任顧問 2015年6月 名古屋ビルディング㈱代表取締役社長(現任) 2015年6月 清水建設㈱常任顧問退任 2021年4月 中央日本土地建物グループ㈱監査役(現任) 2021年4月 中央日本土地建物㈱監査役(現任)	一株
社外監査役候補者とした理由	赤澤由英氏は、長年の金融機関及び、建設・不動産業界における経営者としての経験と幅広い見識を有しております。これらの見識と経験を経営に反映させることにより、当社の監査・監督機能が強化できるものと判断したため、新たに社外監査役候補者として指名致しました。	

- (注) 1. 赤澤由英氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
2. 本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は同氏と会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令で定めた額を限度額とする予定であります。
3. 赤澤由英氏が原案どおり選任された場合、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定です。
4. 監査役候補者と当社の間には特別の利害関係は有りません。

第4号議案 退任取締役並びに退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

2021年10月31日をもって取締役を退任された河野守、中川政輝の両氏並びに、本総会の終結の時をもって監査役を退任される荒明治彦氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の内規に基づき相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈致したく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等につきましては、退任取締役に關しましては取締役会に、退任監査役に関しましては監査役の協議にそれぞれ御一任願いたいと存じます。なお、河野守、中川政輝の両氏に対し、役員退職慰労金の贈呈を相当とする理由は、取締役として当社の業績及び企業価値の向上に尽力したためであります。

退任取締役並びに退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
河野守	2019年1月 当社取締役就任 2021年10月 当社取締役退任
中川政輝	2021年1月 当社取締役就任 2021年10月 当社取締役退任
荒明治彦	2018年1月 当社監査役就任（現任）

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 栃木県宇都宮市上大曾町492番地 1
ホテル東日本宇都宮 3階「大和 西」



◎JR宇都宮駅西口バスターミナル5番乗り場・ニュー富士見行、中里原行、玉生行、宇都宮美術館行、宇都宮グリーンタウン行、帝京大行等「大曾十文字」下車（バス所要時間約15分）、バス停より徒歩5分

（ご照会先） 株式会社日本ハウスホールディングス 本社 総務部
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋四丁目3番8
電 話 03-5215-9881